



平成18年6月7日

各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番13号
キーウェアソリューションズ株式会社
代表取締役社長 八反田 博
(コード番号: 3799)

問い合わせ先 取締役経営管理室長 矢光 重敏
電話 03 - 5369 - 1118

定款一部変更に関するお知らせ

平成18年5月26日開催の当社取締役会において、定款一部変更について、平成18年6月29日開催予定の第41回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事務機器および事務什器のリサイクル事業への進出をはかるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成18年6月7日付け株式会社ジャスダック証券取引所への上場による新株式発行に伴い発行可能株式総数を変更するものであります。
- (3) 株主総会及び取締役会の招集権者および議長を代表取締役社長に変更するものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴う変更を、以下のとおり行うものであります。

定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設、変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、単元未満株式についての権利を新設するものであります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したとみなされるため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を新設するものであります。

一定の要件を満たす会社にあつては、剰余金の配当等を取締役会の決議により決定することができるようになったため、株主総会の決議によらず取締役会の決議により必要に応じた機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため剰余金の配当等の決定機関を新設するものであります。

取締役会で決議するべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができることとなりましたので、取締役会の決議の省略を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知徹底をはかるため、代理人の員数を規定するものであります。

社外監査役の実任責任限定契約が認められたことに伴い、社外監査役との責任限定契約が締結できる旨を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	
(商 号) 第 1 条 当社は、キーウェアソリューションズ株式会社と称し、英文ではKeyware Solutions Inc.と表示する。	(現行のとおり)
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(現行のとおり)
1. コンピュータソフトウェアの開発、販売および賃貸	(現行のとおり)
2. 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス	(現行のとおり)
3. コンピュータシステムの運営に係わるサービス	(現行のとおり)
4. 情報処理に関する調査、研究、教育、コンサルテーション、図書の出版および販売	(現行のとおり)
5. 食料品、日用雑貨、事務用物品、書籍、什器備品、コンピュータ機器および関連機器の販売、賃貸、保守および付帯工事の請負	(現行のとおり)
6. コンピュータ機器用付属品、部品、消耗品の販売	(現行のとおり)
7. 電気工事および電気通信工事の請負	(現行のとおり)
8. 経営に関するコンサルテーション	(現行のとおり)
9. 事務機器、事務什器および事務用品の販売	9. 事務機器、事務什器および事務用品の販売ならびにリサイクル事業
10. 生命保険の募集に関する業務、損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務	(現行のとおり)
11. 労働者派遣事業および有料職業紹介業	(現行のとおり)
12. コンピュータ技術者、介護要員その他養成事業	(現行のとおり)
13. 前各号に関連する一切の事業	(現行のとおり)
(本店の所在地)	
第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	(現行のとおり)
	<u>(機関の設置)</u>
	<u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
(新 設)	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公 告 の 方 法)</p>	<p>(公 告 方 法)</p>
<p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 5 条 (現行のとおり)</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>(発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 3,024 万株とする。</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 3,644 万株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株式に係る株券の不発行)</p>
<p>2 . 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下単元未満株式という。) に係る株券を発行しない。</p>	<p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 . 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>
<p>第 7 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>
<p>2 . 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>	<p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>3 . 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>
<p>2 . 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>	<p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>3 . 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>
<p>2 . 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>	<p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>3 . 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 8 条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録その他株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 9 条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 . 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集の時期および開催場所)</p> <p><u>第 1 0 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p><u>2 . 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地のほか東京都区内において開催することができる。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第 1 1 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長が欠員であるかまたは差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 1 2 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 . 商法第 3 4 3 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。</u></u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 1 2 条 当社の株券の種類、株主)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 1 3 条 当社は、毎年 3 月 3 1 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集の時期および開催場所)</p> <p><u>第 1 4 条</u> (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第 1 5 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 1 6 条</u> (現行のとおり)</p> <p><u>2 . 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。</u></u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使) <u>第 1 3 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) <u>第 1 4 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) <u>第 1 5 条 当会社の取締役は 1 5 名以内とする。</u></p> <p>(選 任) <u>第 1 6 条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2 . 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任 期) <u>第 1 7 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役) <u>第 1 8 条 取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役) <u>第 1 9 条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) <u>第 2 0 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長が欠員であるかもしくはは差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</u></p>	<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第 1 7 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第 1 8 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p>(員 数) <u>第 1 9 条</u> (現行のとおり)</p> <p>(選 任) <u>第 2 0 条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2 . (現行のとおり)</p> <p>(任 期) <u>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役) <u>第 2 2 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) <u>第 2 3 条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p>(取締役会) <u>第 2 4 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 .取締役会の招集は、各取締役および監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(取締役報酬および退職慰労金)</u> <u>第 2 1 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 2 2 条 当社は、商法第 2 6 6 条第 1 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 . 当社は、商法第 2 6 6 条第 1 9 項の規定により、社外取締役との間で、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任に関し、同条第 1 9 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(相談役および顧問)</u> <u>第 2 3 条 当社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員 数)</u> <u>第 2 4 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選 任)</u> <u>第 2 5 条 監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u> <u>第 2 6 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 2 7 条 監査役の互選をもって、常勤監査役を定める。</u></p>	<p>2 . (現行のとおり)</p> <p><u>3 . 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> <u>第 2 5 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 2 6 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。) の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>2 . 当社は、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</u></p> <p><u>(相談役および顧問)</u> <u>第 2 7 条 (現行のとおり)</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 (現行のとおり)</p> <p><u>(員 数)</u> <u>第 2 8 条 (現行のとおり)</u></p> <p><u>(選 任)</u> <u>第 2 9 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u> <u>第 3 0 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 3 1 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集) <u>第 2 8 条</u> 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を發する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集) <u>第 3 2 条</u> (現行のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 . 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会規程) <u>第 2 9 条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) <u>第 3 3 条</u> (現行のとおり)</p>
<p>(監査役報酬および退職慰労金)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p><u>第 3 0 条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p><u>第 3 4 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第 3 1 条</u> 当社は、商法第 2 8 0 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) <u>第 3 5 条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。) の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。 <u>2 . 当社は、社外監査役との間で、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章</u> 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 3 6 条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 3 7 条</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 . 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。</u></p>
<p><u>第 6 章</u> 計 算</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>(営業年度)</p>	<p><u>第 3 8 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p><u>第 3 2 条</u> 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</p>	<p><u>第 7 章</u> 計 算</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 3 9 条</u> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当決定機関)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 4 0 条</u> 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 . 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によつては行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p><u>第33条</u> 利益配当は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第35条</u> 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第41条</u> 当社の剰余金配当の基準日は、毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>

以上